

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 指定医療機関の所在地変更
- 指定医療機関の廃止
- 土地改良区定款変更認可
- 石見村国民健康保険条例等の改正認可
- 土地の用途廃止
- 失業保険法による適用除外申請認可
- 結核予防法による定期外健康診断の実施
- 昭和三十二年九月定例県会議決事項
- 県税領収証書の無効
- 結核及びブルセラ病の検査実施
- 肥料生産登録
- 肥料生産登録
- 保母試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十二年十月八日

鳥取県知事 藤 茂

診療科名	名称	所在地	指定年月日
歯科	辻本歯科医院	米子市奥谷町九五五	昭和三十一年七月十三日
小児科	福島医院	境港市中町九三	八月十二日
内、産婦人科	北村医院	岩美郡岩美町浦富一、七四六	七月一日
内、小児科	赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕	九月一日

鳥取県告示第四百九十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり所在地の変更届があつた。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科目 外科

名称 弓場外科医院

旧所在地 米子市花園町四〇

新所在地 米子市万能町七四

変更年月日 昭和三十三年五月八日

診療科名	名称	所在地
小児、内科	宮下医院	西伯郡伯仙町河岡
小児科	岸本医院	東伯郡北条町江北
内、産婦人科	北村医院	岩美郡岩美町浦富

鳥取県告示第四百九十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

廃止事由	廃止年月日
県外へ転出	昭和三十三年六月三十日
開設者死亡	八月二十六日
"	六月二十八日

鳥取県告示第四百九十六号

米子市四ヶ村土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十三年十月二日認可した。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百九十七号

国民健康保険を行う石見村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き

石見村国民健康保険条例、石見村税条例、並びに石見村国民健康保険直営診療所運営条例の一部改正を昭和三十三年九月三十日認可した。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百九十八号

次の土地はその用途を廃止する。

昭和三十三年十月八日

郡	町村	大字	字	地先	地積
八頭郡	八頭村	安井	向高藤	六六四番地	二一、八坪
"	"	"	"	六六三番地	六一、三
"	"	"	"	六六二ノ一番地	五四、四
"	"	"	"	六六二ノ二番地	九七、一
郡家町	大門	向高藤	五二二番地	二、九	
"	"	"	五三七番地	三一、二	
"	"	"	五三八番地	二四、六	

"	"	"	"	五四〇番地	一〇九、一
"	"	"	"	五三〇ノ一番地	二九、五
"	"	"	"	五三〇ノ二番地	四四、九
計					四七六、九

（右関係図面は土木部管理課に保存）

鳥取県告示第五百号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第七条の規定に係る次の市町村の雇用する者を失業保険の被保険者としないうことについて承認した。

昭和三十三年十月八日

市町村名	適用年月日
八頭郡郡家町	昭和三十三年三月三十一日
西伯郡中山町	"

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百一号

結核予防法第五条の規定に基き定期外の健康診断を次のとおり定めこれを実施する。

昭和三十二年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 健康診断を受けるべき者
- 1 理容師法第一条及び美容師法第三条の規定により免許を受け営業をしている者及びその従業者
- 2 クリーニング業法第六条の規定により免許を受け営業をしているもの及びその従業者
- 二 健康診断の実施期日
昭和三十二年十月七日から
- 三 検診の場所 鳥取保健所
- 四 健康診断の実施区域 鳥取保健所管内一円

鳥取県告示第五百三号

次の県税領収証書は、盗難にかかったので、事故発生の日以降これを無効とする。

昭和三十二年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

交付番号 九二一

使用済番号 自 四六〇〇一 至 四六〇〇七
未使用番号 自 四六〇〇八 至 四六〇五〇

盗難にかかった年月日 昭三二、九、三〇

所 属 東部県税事務所

氏 名 河原 俊男

鳥取県告示第五百二号

昭和三十二年九月定例県議会で九月三十日議決を経た、昭和三十二年鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十一年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和三十一年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算は次のとおりである。

昭和三十二年十月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和32年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款 項	科 目	予算額 千円
3	地方交付税	109,002
4	公企業及び財産収入	500
7	国庫支出金	46,200
1	国庫負担金	41,256
2	国庫補助金	3,745
3	委託金	1,201
11	雑収入	2,245
1	納付金	2,245
12	県債	15,000
1	県債	15,000
1	合計	172,947

1	2	3	4	5	6
1	1	1	2	1	5
議会費	県庁費	県職員費	監査委員費	人事委員費	警察消防費
503	28,429	28,111	130	188	12,178
					警察職員費
					土木費
					道路橋梁費
					教育費
					教育委員費
					小学校費
					中学校費
					高等学校費
					盲ろう学校費
					社会及び労働施設費
					709

十五日	十八日	美穂地区	美穂家畜検査場	午前九時から十時まで
十六日	十九日	大和地区	大和農協	"
十一月十一日	十一月十四日	豊実地区	豊実農協	午前九時から十時まで
"	"	東郷地区	本高家畜検査場	午前十一時から十二時まで
十二日	十五日	米里地区	米里家畜検査場	午前九時から十時まで
"	"	倉田地区	倉田農協	午前十一時から十二時まで
十三日	十六日	大郷地区	大郷家畜検査場	午前九時から十時まで
"	"	吉岡地区	吉岡	午前十一時から十二時まで

鳥取県告示第五百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住所	産業者	氏名
------	-------	------------------	----	-----	----

鳥取県第二六三号	丸協ビール麦 複合肥料	窒素全量 アンモニウム性窒素 六・二 一・九 九・七	東伯郡羽合町 一、一五九	長瀬農業協同組合 組合長理事 清水 利二	
		アンモニウム性窒素 水溶性りん酸 水溶性加里 水溶性苦土 一 二・〇 〇・〇 〇・〇			

鳥取県第二六四号

丸協菜種
複合肥料

アンモニウム性窒素
水溶性りん酸
水溶性加里
水溶性苦土

一・九
三・七
八・〇
五・〇
〇・二
〇・〇

東伯郡東伯町
上伊勢一三〇

浦安農業協同組合
組合長理事
近池 利勝

鳥取県告示第五百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住所	産業者	氏名
------	-------	------------------	----	-----	----

鳥取県第二六二号

三五、〇
副産石灰

アルカリ分
く溶性苦土

三・五
六・〇
〇・〇

米子市角盤町三丁目
一二二

第一化学工業株式
会社
取締役社長
加藤 保吉

公 告

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条の規定により施行した昭和三十三年年度保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十三年十月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

谷口 益子 木島 敦子 難波 暉子